

資源化物 金 属 類

月1回収集

こみ減量で ストッパ 温暖化!!

秋田市指定ごみ袋

資源化物用

(事業系のごみは、町内のごみ集積所には出せません。)

30

リットル

ペットボトル、空き缶、金属類をそれぞれ分別

【ごみ出しルール】

●資源物の半額から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。
●資源物の半額未満から半額未満までに出してください。

秋田市環境 002号

指定ごみ袋

「資源化物用」に入れて出してください

◎袋のサイズは、20ℓ、30ℓ、45ℓ、70ℓ、90ℓがあります。

- 金属素材の割合がおおむね50%以上のものが「金属類」です。
- 一辺の長さが50cmを超えるものは「粗大ごみ」です。※かさを除く。
- 石油ストーブ、除湿機は大きさに関係なく「粗大ごみ」です。

★印のあるもののうち、たて15cm×よこ30cm×奥行30cmの投入口に入るものは「使用済み小型家電」として回収ボックスに出すことができます。

▶5ページ参照



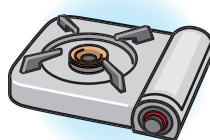
★炊飯器



★トースター



★アイロン



★卓上コンロ

(カセットボンベをはずして)



★ドライヤー



★やかん
なべ



★電話機、ファクス
プリンター、ワープロ



★ポット、水筒
★電気ポットも含む



★芯が金属製のかさ
50cm超えも金属類
袋からはみ出ても可



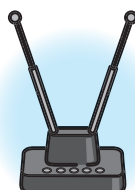
★調理用具



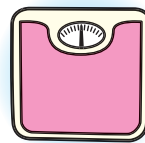
★掃除機
(本体のみ)



★電気バリカン



★アンテナ



★体重計
★電子式も含む



★エンジンオイル
等の空き缶
(食品・塗料・
有機溶剤用以外)



ノコギリ、ハサミ、かなづち
包丁、ナイフ、なた等の刃物類



これらのごみは
ボロ布や紙
などに包んでから
ごみ袋の真ん中に入れて
出してください。

注意!

火災の危険性がありますので、
家電品の電池は
必ずはずしてください。

電池については
P10をご覧ください

金属以外のものとの複合品で、判断がつかないものは
環境都市推進課 ☎018-888-5708 へお問い合わせください。